

## FX 取引の新しい規制に対する当社の対応について

平成 21 年 12 月 16 日

金融商品取引業等に関する内閣府令の改正により、FX 取引に対する規制が以下 3 点のとおりに変わります。

### 1. 区分管理方法の信託一本化

顧客から預かった証拠金はすべて金銭信託することが義務付けられます。改正内閣府令は平成 21 年 8 月 1 日施行になっておりますが既存業者においては 6 ヶ月の経過措置により平成 22 年 2 月 1 日までに実施することになっています。

### 2. ロスカット（マージンカット）・ルールの整備・遵守の義務付け

ロスカット・ルールを定め、それを執行するための体制を整備し、実際に定めたルールどおりにロスカット取引を行うことが明確に義務付けられることとなりました。改正内閣府令は平成 21 年 8 月 1 日施行になっておりますが既存業者においては 6 ヶ月の経過措置により平成 22 年 2 月 1 日までに実施することになっています。

### 3. 証拠金規制（レバレッジ規制）

取引の額（想定元本）の 4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が顧客に FX 取引を行わせることが禁止されます。平成 22 年 8 月 1 日から 1 年間は証拠金率を 2%以上（レバレッジ 50 倍以下）とする経過措置が設けられています。4%以上（レバレッジ 25 倍以下）の証拠金率が施行されるのは平成 23 年 8 月 1 日からです。

以上 3 点に対する当社の対応方法は以下のとおりです。

1. 東岳証券では FX を含め、全商品の取引において、既に 2009 年 4 月より S G 信託銀行（平成 22 年 1 月 1 日より“ソシエテジェネラル信託銀行”に社名変更）との信託契約により金銭信託による顧客資産の区分管理を実施しております。

2. 当社では、リアルタイムで純資産のチェックを行っており、所定のロスカットラインを下回ったら顧客の損失の拡大を防ぐためお客様の計算において全部または一部の建玉を反対売買により決済を行っております。

※顧客の純資産はリアルタイムでチェックをしておりますが、相場の急変時等は、お預

けいただいた証拠金額以上の損失が発生することがあります。

3. 平成 22 年 8 月 1 日までに当社の商品の証拠金率の変更を行っていきます。変更の内容・時期等、詳細が決まりましたらホームページ等でお知らせいたします。

本件に関するお問合せは下記までお願いします。

TEL : 03-5521-1388 (代表) / 0120-982-388

FAX : 03-5521-1377 (土日除く)

Email : [info@easthillfx.com](mailto:info@easthillfx.com)

東岳証券株式会社(TOGAKU Securities Co.,Ltd.)

東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 11F

関東財務局長 (金商) 第 247 号

加入協会：日本証券業協会・日本投資者保護基金・金融先物取引業協会